

用具検査規定

一 武器の規定

武器として使用できるのは以下のうちいずれかのソフト太刀，若しくはいずれかのソフト棒の条件を満たし，なおかつ競技で指定されている得物の規定されている条件を満たし，協会が認可したもののみとする。

1. ソフト太刀

硬質材料で作られたグリップ体と，このグリップ体の先端に開口部を密着させて取り付けられた伸縮性のある材料で作られた気密性のある袋状の刀身部と，グリップ体に同軸的に一体に設けた刀身部の内部に突き出した中芯と，中芯に嵌めてその周囲に取り付けた軟質材料で作られた筒状の外芯とを備え，刀身部に気体を詰めてその中に空洞を作ることにより構成され，そのグリップ体と中芯に，刀身部の内部に気体を供給する穴を設け，この穴から刀身部の中に気体を供給できるが，刀身部からの気体の漏れを防止できるバルブを設けた構造のもの。

2. ソフト棒

グリップ体の端部に雌(雄)ネジを設けた1と，少なくとも一端部に前記雌(雄)ネジを螺入する雄(雌)ネジを設けた柄とより構成したもの。

二 各得物の規定

短刀 45 cm以下のソフト太刀，空気を入れた状態で 200g 以下

小太刀 60 cmのソフト太刀，空気を入れた状態で 220g 以下

長剣 100 cmのソフト太刀，空気を入れた状態で 360g 以下

槍 柄と一本のソフト棒で構成された物で，合計の長さが 200 cm以下

棒 柄とその両側に取り付けたソフト棒で構成された物で，合計の長さが 200 cm以下

杖 柄とその両側に取り付けたソフト棒で構成された物で，合計の長さが 140 cm以下

三 防具の規定

面 顔面以外の頭部を軟質素材で覆い，顔面を透明かつ硬質の素材で覆うもので，周囲に危害を加えるような突起物などが付いていないもの。楯軟質の緩衝材を軟質の素材で覆い，持ち手が付いていて，縦が 45 cm以内，横が 30 cm以内のもの。

楯 軟質の緩衝材を軟質の素材で覆い，持ち手が付いていて，縦が 45 cm以内，横が 30 cm以内のもの。